

一般名処方に関するご案内

当院では、医薬品の安定供給と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的として、後発医薬品のある薬剤について、特定の商品名ではなく有効成分に基づく「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品が供給不足となる状況でも、同じ有効成分を有する複数の医薬品から調剤が可能となり、患者さんに必要な薬剤を提供しやすくなります。

■ 一般名処方とは

「商品名」ではなく有効成分名を処方せんに記載する方法です。

この方法により、薬局で先発品・後発医薬品を適切に選択でき、在庫のある薬剤を調剤しやすくなります。

■ 費用に関するご案内（長期収載品の選定療養）

後発医薬品がある薬剤で、医療上の必要性が認められないにもかかわらず、患者さんの希望により先発医薬品（長期収載品）を選択された場合、後発医薬品との差額の一部を自己負担いただく場合があります。

※医師が医療上必要と判断した場合は対象外です。

■ ご相談について

一般名処方や薬剤の変更に不安がある場合は、主治医または薬剤師へご相談ください。

患者さんに必要な医薬品が確実に提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。